

## 勧告

い影響を及ぼしかねない大規模な開発に対して、慎重かつ実現可能な代替案を検討するようオーストラリア政府当局に要請する。

5. オーストラリアの内陸の多数の登録湿地で、自然環境条件を今以上に十分考慮した上で、時期を見計らいより多量の水を供給することを検討するようオーストラリア政府当局に要請する。

6. 塩分を含む地下水の上昇による登録湿地に対する脅威を除くため、適切な手段を講じるようオーストラリア政府当局に求める。

7. 湿地に対し深刻な影響を与えかねない、生きた外来種をオーストラリアへ持ち込むことを許可する前に、適切な公的環境アセスメントの手続きを実施するようオーストラリア政府当局に求める。

8. カカドゥ登録湿地の保護管理で、先住民所有者との共同管理体制の確立をしたオーストラリア政府を祝福する。

9. 重大な脅威にさらされている登録湿地で生態学的特徴のモニタリング、維持、あるいは復元の大きな助けとなる場合、それらの登録湿地をモントルーレコードに含めることを検討するようオーストラリア政府当局に勧める。

10. 国内の泥炭地の長期的保全を確保するため、早急な手段を講じるようオーストラリア政府当局に要請する。

### 勧告6. 17. 5 ドナウ河下流域

1. 釧路会議での勧告5. 1. 3を想起し、

2. 「ドナウ河流域生態保全条約」の創立が進展したことを満足の意をもって注目し、

締約国会議は、

3. 提案されている新条約とラムサール条約が、できるかぎり完全に相補えるよう連携を関係締約国とラムサール事務局に要請する。

4. ドナウデルタ生物圏(バイオスフェア)保護区と登録湿地の保全管理を保証するための法的枠組みを制定したルーマニア政府を祝福する。

5. 湿地復元と生物圏保護区の指定のため、ドナウデルタで保護区を拡大するウクライナ政府の努力の成功を考慮し、ドナウデルタ全域に対する潜在的な脅威を避けるため、ドナウデルタ生物圏保護区管理当局と密に連携をとるようウクライナ政府当局に対し要請を重ねる。

### 勧告6. 18 太平洋諸島地域の湿地の保全と賢明な利用

1. 1994年6月に開催された、太平洋諸島地域の湿地の保全と賢明な利用に関する最初の作業部会から出された「ポート・モレスビー声明」に注目し、

2. さらにこの作業部会から「太平洋諸島における地域湿地活動計画」が発展したことに重ねて注目し、

3. 太平洋諸島地域のラムサール登録湿地の管理を含み、いかなる湿地保全の提唱と実施の際には、土地と資源の伝統的な所有形態の微妙な問題を考慮に入れ、